

第十期第3回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和5年12月15日（金） 14時～16時00分
- 2 場所 練馬区立区民・産業プラザ3階 研修室5
- 3 出席者 吉村委員、伊藤委員、今吉委員、門井委員、古沢委員、松原委員、北沢委員、阿部委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - (1) 開会
 - (2) 道路運送法施行規則改正に伴う福祉有償運送の変更点について
 - (3) 練馬区における移動制約者の現況について
 - (4) 更新登録協議
 - ・NPO法人 福祉送迎わかば
 - ・NPO法人 ポプラ介護輸送
 - (5) その他
 - (6) 今後のスケジュールについて

(1) 開会

○**会長** 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、第十期第3回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私は、会長を務めます練馬区福祉部管理課長でございます。よろしくお願いいたします。まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

○**事務局** 委員数13名のところ、7名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。なお、小池委員、中村委員、黒木委員、今井委員、青木委員については、本日欠席の連絡をいただいております。古沢委員についてはご連絡をいただいておりますが、まだお見えになっていない状況です。出席状況については、以上です。

○**会長** それでは、協議を行う前に、配布資料の確認を事務局からお願いします。

○**事務局** （資料確認）

(2) 道路運送法施行規則改正に伴う福祉有償運送の変更点について

○**会長** 次第の通り進めさせていただきます。本日は道路運送法施行規則改正に伴う変更点について、移動制約者の現況について、更新登録協議が2件となっております。よろしくお願いいたします。それでは次第2になります。「道路運送法施行規則改正に伴う福祉有償運送の変更点について」を事務局より説明いたします。

○**事務局** 資料1-1をご覧ください。

こちらは、令和5年8月1日付の道路運送法施行規則改正により、自家用有償旅客運送における運転者証の作成及び車内における掲示義務及び運転者証の氏名の提示義務がなくなり、その代替措置として団体の名称及び自動車登録番号を車内に掲示することになりました。

次に、資料の1-2をご覧ください。

こちらにつきましては、昨年度施行されました自家用有償旅客運送の特定事務所におけるアルコール検知器の使用について、経過措置が削除されて、令和5年12月1日付で施行されるという内容のものになります。

最後に、資料1-3をご覧ください。

こちらは、まず資料上段の運営協議会関係についてです。

運営協議会と地域公共交通会議を統合するという内容のものになります。ただし、こちらにつきましては、ピンク色で記載されております、みなし規定を適用しまして、今の運営協議会をそのまま存続させることも可能となっております。練馬区としましては、こちらの規定を適用し、今の協議会を存続させることといたします。こちらは令和5年10月1日付施行となります。

次の下段の部分をご覧ください。

こちらにつきましては、事業者協力型の委託業務に「旅客の運送の手配に係るサービスの提供」を追加すること、また更新登録の申請時に一部書類につきましては、内容に変更がなければ添付を省略できるという内容になります。こちらは、令和5年11月2日付の施行となります。各詳細につきましては、資料をご確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○会長 ざっくりとした説明でしたけれども、改正について補足がありましたら、お願いいたします。

○委員 今年に改正された内容としましては、今おっしゃっていただいたとおりなのですが、更新登録の申請書類に関して大分簡素化されて、その施行が11月2日からもうなされているということで、今日現在は、改正後の条文が適用されているという状況ですが、資料の関係で改正後の対応が間に合わなかったもので、今回は全部添付いただいたの審査、協議ということにさせていただいております。今後も、取扱いに関しては事務局と調整しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 そうすると更新登録の申請にその書類が必要ないという今お話だったかと思うのですが、こういった協議のときに、これはどういう扱いになるのでしょうか。

○委員 もともと協議会の資料としては、更新登録申請の書類を御用意いただく義務はないので、申請書類を一式そろえるかどうかというところは、各協議会で取り扱うことになっています。

ただ、更新のための協議なので、必要な情報は今後精査する必要があるとあって、協議会としての資料は簡素化された後のものでなければいけないということでもないのですが、そこは、必要な情報は引き続き協議会資料として扱うということでもいいのかと思っております。

そこは柔軟に対応できるので、事務局と今後詰めていければと思います。

○委員 そうすると協議会で協議するに当たって、この資料を使いなさいとか、この資料はなくてはならないよという決まりがあるわけではないということですね。

○委員 そうですね。

○委員 この協議会で必要だなどと思う資料は、他にも追加のものがあつたりとか、あるいは、除くものがあつたり、それは柔軟にということによろしいですかね。

○委員 そうですね。

○委員 承知しました。ありがとうございます。

○副会長 今回、申請書類が簡素化されたということですがけれども、具体的にいらなくなった書類というのは何ですか。

○委員 簡素化した後の書類に関しては、申請書、団体さんの名称ですとか、登録番号が載っている鑑、それと協議が整った書面と、あと、欠格事由に該当していないものの宣誓書、これがあれば足りるということになりまして、例えば車検証ですとか、任意保険の証書ですとか、運転手さんの資格を確認するための修了証などは、全部添付は不要になったということです。

団体さんからの負担をなるべく軽減していきましょうという意向での改善になっているので、国交省としての方針を踏まえつつ取り扱うのがいいのかなとは思っています。

○副会長 今後、更新のときに簡素化された書類で申請する事業者は、いる可能性がありますよね。

○委員 はい。

○副会長 練馬区では、それはどう考えればいいのですかね。

○会長 事務局、どうですか。

○事務局 協議会で必要になる書類については、簡素化された後も、運輸支局と相談して決めていければと思いますけれども。

○委員 一つの案としてなのですけれども、事前に事務局で車検が有効であるかどうかとか、運転手と入れ替わりがあると思うので、免許証の確認ですとか、運転手の必要な資格があるかどうかというのを事前にチェックいただいて、その上で協議会にかけるとというのが一つの手かなとは思っています。

○会長 今まで事務局で確認していた事項を継続して確認して、その上で協議会にかけてということをおっしゃっている。

○委員 そうですね。

○副会長 分かりました。

○会長 いずれにしましても、今後の進め方については、次回にでも示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 今年、改正された内容としては、これが全てですけれども、今後、改正される内容として対価の取扱い、これが今、タクシー料金の2分の1なのですけれども、その目安が8割に引き上げられるということで、今年中に改正されるのかなと推測していたところなのですが、情報が下りてきていないので、改正時期がいつになるかというところは未定であります。目安が引き上げられるということで、必ずしも8割にしなければいけないということでもないのですが、また改正されましたら事務局を通じてお知らせをさせていただくのですが、それで協議が増える可能性があるのかどうかというところでしょうか。

○会長 ありがとうございます。ちなみに、目安を8割にするというのは、どういう狙いがあるのですか。

○委員 担い手不足の解消が大きな理由ですね。今までは、あくまでもボランティアの範囲内でいうことで、福祉事業と混同しない形でのすみ分けというのがされていたのですが、それだと限界に近づいてきている、運転手さんの高齢化も進んできているという状況もありまして、対価を8割に引上げ、担い手不足の解消につなげていきたいという狙いはございます。利用者も移動制約者ということなので、その引き上げについては慎重な判断が必要かなと思っております。

(3) 練馬区における移動制約者の現況について

○会長 それでは、他に質問がないようであれば、次に移りたいと思います。

次第3、練馬区における移動制約者の影響について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、練馬区における移動制約者の現状につきまして、資料2を御覧ください。運営協議会では、区の移動制約者の現況を把握していただいた上で、練馬区においてNPO等を行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うことが必要とされております。そのため、年に一度、各種データをまとめ、協議のための基礎資料として御用意しております。公共交通を利用することが困難な方々の状況やニーズを直接的に把握することがなかなか難しいため、関連すると思われる公共交通機関・高齢者・障害者の方の数などのデータをお示ししております。また、区内の一般タクシーや福祉有償運送の稼働状況等についてのデータをまとめております。個別の説明は、時間の関係で割愛させていただきますが、福祉有償運送の必要性を議論する際に手持ち資料として御活用いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

○会長 これは、事前にお配りしていますので、見ていただいていると思うのですが、確認事項等があれば、お願いいたします。

○委員 前回も同じような確認をさせていただいたので再度確認ではあるのですが、ここで載っている、例えば障害者手帳であるとか、愛の手帳であるとか、高齢者の状況等々、これは、この中に移動困難者が含まれている可能性があるというか、この中にいますよということで、可能性のある個数がずっと示されていて、具体的には誰が移動困難者なのというのがよく分からない、具体的な数字は出てこないよねというのが前の話で、しかしながら、現にこういった福祉有償運送を利用している方々がいる以上、この方々に関しては間違いなく移動制約者だよねというような位置づけというふうに前回も確認したのですが、今回もそれでよろしいですか。

○会長 はい。それでよろしいと思います。

○委員 承知しました。

(4) 更新登録協議

○会長 他にご質問がないようであれば、協議に移りたいと思います。

では、NPO法人福祉送迎わかばさん、入室していただきます。

(NPO法人 福祉送迎わかば 入室)

○会長 それでは、わかばさんに入室いただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4、NPO法人福祉送迎わかばさんの更新登録の協議に入ります。

まず、事務局から、更新登録に当たっての変更点など大まかな説明を行い、その後で、団体の方に活動内容などの補足説明を行う形で進めてまいります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、NPO法人福祉送迎わかばの更新登録協議資料について説明させていただきます。

まず、A3版の要件確認表を御覧ください。

前回、令和3年12月の新規登録協議時点と比較して説明いたします。

今回の申請内容を左側、前回の申請内容を右側に記載しておりまして、前回から今回に変更がある項目については、表の各項目中央に丸印を入れています。

上から順に説明させていただきます。

1、運送主体は、NPO法人福祉送迎わかばで、事務所が練馬区桜台にあります。こちらは前回と変更はありません。

2、登録の有効期間。

前回登録時が令和4年2月15日から令和6年2月14日まででしたが、今回承認された場合は令和6年2月15日から令和9年2月14日までとなります。

3、法令順守。

様式3の宣誓書のとおりです。

次に、4、旅客から収受する対価。

車椅子使用料500円、リクライニング車椅子使用料1千円がほかに追加されております。

5、使用車両。

福祉車両が1台増えており、所有車両が2台となっております。

6、運転者。

普通免許の方が1名増えております。

7、輸送の安全及び旅客の利便の確保。

様式の7号「運行管理の体制等を記載した車両」のとおり、運行管理責任者や運行管理・整備管理に係る指揮命令系統等をそれぞれ定めております。こちらは人の入れ替わりがあります。

8、運送対象。

前回の登録申請時の登録予定者は、イ、身体障害者が11名となっておりますが、今回の登録者は、イ、身体障害者が8名となっております。

9、損害賠償措置。

全車両とも対人対物賠償、人身傷害保険についても保険に加入しております。

また、最後になりますが、「運送実績把握資料」で、団体の2年分の運送実績等のデータをお示ししております。協議に当たっての参考資料として御参照ください。

事務局からの説明は以上です。

○会長 それでは、わかばさんから補足の説明等があれば、お願いいたします。

○NPO法人福祉送迎わかば 事業内容は前回と変わらないのですが、主に透析の方とか、障害者の通院の方を対象にしてやっておりました。

前回、ここにも書いていますように、11名だったのですが、亡くなった方がおり

まして、8人ということになっております。そして、練馬区内の病院等を対象にして通院の送迎を主にやっております。車は、前は1台だったのですけれども、軽自動車を1台購入いたしまして2台になっております。運転者は、1人退職された方で、時々お手伝いいただく形になっておまして、二種免は持っていなかったもので、世田谷区でやってもらう講習を受けて、それで私のところでお手伝いいただいているような状態です。

車の件に関しては、保険等、それから毎日の点検ということに関しては、万全を期して事故対応を十分に行っております。

○会長 それでは、説明が終わりましたので、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○委員 事故、苦情はあったかどうか、お伺いできますか。

○NPO法人福祉送迎わかば 事故はありませんでした。人身事故も対物事故も何もありませんでした。それから苦情もありませんでした。

○委員 ありがとうございます。

運行管理の体制についてお伺いしたいのですが、運行管理の責任者が運転者さんとしてもお名前がある状況でして、普段の運行管理はどのように行っているか。点呼の方法をお伺いできますでしょうか。

○NPO法人福祉送迎わかば 運行管理は日報での点検、それから、使用前の距離数とか全部書いて、その日は持ち物チェック、アルコールチェックなんか、全部チェックする体制をとっております。

○委員 分かりました。

○NPO法人福祉送迎わかば これは働いて一緒にやっている方も全部ですね。朝やっております。

○委員 分かりました。自分で帳簿に記載するという方法ですよね。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。

○委員 運転手の健康状態ですとか、酒気帯びのチェックが必要になってくるのですけれども、それは行っておりますか。

○NPO法人福祉送迎わかば 顔色を見るのをやっているのですけれども、アルコールチェックまではやっておりません。

○委員 車両数が2両なので、アルコールチェックを使う義務はないのですけれども、健康状態と酒気帯びのチェックは必ずやっていただかなければいけない事項となりまして、それが事故防止につながるの、乗務前、必ず誰かに点呼を取ってもらうという体制をお願いしたいのですが、できそうですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 先ほど言いましたように、今は全部チェックして、熱はないとか、腹の調子はどうとか、昨日は酒を飲んだとか、そういうことをちゃんとチェックするところがあるのですけれども、話し合いはしておりません。

○委員 分かりました。

○NPO法人福祉送迎わかば 今後は、ある程度、人数が増えてくるので、やらないといけないかなと思います。

○委員 そうですね。ご自身でチェックしても、それをその場で、誰かが記載内容をチェックするという体制ですとか、あとは基本対面で点呼を取っていただくというのが、やれ

るといいのですけれども、やむを得ない場合は電話でも認められるので、最低限電話で、必ず誰かに点呼を取ってもらって、客観的に運転手さんの状況を把握するということが大事なので、なるべく早めにそのような体制を整えていただくようにお願いします。

○NPO法人福祉送迎わかば 雨のときと、出発の時間と業務が終わった段階で、全部私にメールが入るような形を取っております。

○委員 それで健康状態を直接チェックできるのかというところがありまして、文面だけだと、どうしても様子も分からないので、電話での声色ですとか、対面で顔色を確認するということが大事になってきます。特に運転手さんは御高齢かなと思うので。

○NPO法人福祉送迎わかば それも、その方も10月から実際にやっていただいています、それまで私が一人で全部やっていたのです。

○委員 そうなのですね。

○NPO法人福祉送迎わかば これからは、いよいよ体制整えていかないといけないと思っております。

○委員 そうですよ。高齢者の方ですと運転免許証の更新の際にも講習が追加されていたりですとか、今の問題ですと、認知症を患っている方が運転して事故を起こしてしまったりですとか、そういったリスクも増えてきますので、必ず点呼、健康状態のチェックをお願いいたします。ちなみに、運転手さんは2名体制で。

○NPO法人福祉送迎わかば 2名体制です。私ともう1人です。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 今の質問に関連したところからお伺いしたいのですけれども、運行管理者、運転される方が同じ方。運転する方もう1人と運行管理の代行者が別の方ということで、2台同時に走るということは今のところないわけですよ。

○NPO法人福祉送迎わかば ないですね。

○委員 1台ずつ。

○NPO法人福祉送迎わかば 1台ずつ。

○委員 そうすると運転手2名が互いに点呼し合うということですか。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。いれば、そうなのですからね。

○委員 そういった形で点呼を行ってほしいのですけれども、ただ、2台同時に走るとなると、またもう一人点呼される方がいないと両方の健康状態の、先ほど別の委員がおっしゃった、そういったものを見ることできないではないですか。そういった点呼する方を法人の中でどなたか係としてつくっていただくと確実かなと思うのですけれどもね。これは、車で走り出す前に、事務所に車があるということによろしいですかね。

○NPO法人福祉送迎わかば 事務所の100メートルぐらい離れたところで駐車場があります。

○委員 事務所には、どなたか他の人もいらっしゃって、車が出発するよという流れ。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。

○委員 そこにいらっしゃる方が、顔色見るとか、アルコールのチェック、呼気は大丈夫かなとか、もちろん機械もこれから使うのですけれども、それでやっていただければと思いますけれども。

それで、質問させてください。

旅客の範囲というところを確認したいのですけれども、区の資料の2枚目、旅客の範囲および人数の推移というところの、イ、ニ、トというのと、それから申請書類の自家用有償旅客運送車登録証という添付されている書類は、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トとなっているのですけれども、これはどれがどう正しいのか。

○委員 そうですね。おっしゃるとおり、今の登録されている内容ですと旅客の範囲はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トとなっておりますのですが、今回いただいている更新登録申請書ですと、イ、ニ、トの3区分の申請となっております、まずここを、確認が必要でしたね。今いらっしゃる旅客の方としては、イの方のみということで、全部登録を引き続きしたいということであれば、それで大丈夫なので。あとは団体さんのご意向次第になってくるのですけれども、いかがですかね。

○NPO法人福祉送迎わかば これは、イの障害者の方がほとんどです。

○委員 今回、イ、ニ、トの3区分で登録するとなると、今後、例えばロの方を新たに旅客の方として登録しましたとなると、そのときに変更登録の協議が必要になってしまうのですね。なので、そういった可能性があれば全て登録したままでもいいのかなと思っていますのですが、いかがですかね。

○NPO法人福祉送迎わかば ロは精神障害者の方ですよ。

○委員 はい。

○NPO法人福祉送迎わかば これは、もう僕らのところでは…。

○委員 ロはあくまでも事例なので、ほか、ロとハとホとヘですね。こういった方々を運送する可能性があるのであれば、現在の登録のとおりイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの登録を。

○NPO法人福祉送迎わかば とらなければいけない。

○委員 どちらでも大丈夫ですよ。

○NPO法人福祉送迎わかば では、もう、これ以外にやることはありません。

○委員 そうすると、イとニとトの3区分の登録でよろしかったですか。

○NPO法人福祉送迎わかば イとニとトと。

○委員 承知いたしました。全部の区分から3区分への変更ですね。

○委員 では、それを減らすのは分かりました。旅客の範囲が変わったということ。

それから、続けて指摘させていただきたいのが、運行管理、運行整備というところにあった苦情連絡体制というの、全て一人でやられているのですけれども、運転して現場に出られたりするのであれば、苦情処理というのは現場担当とは別のところにあるべきかなというふうに思っているのですよ。

いずれとしても、どなたか別の人を立てて苦情処理に当たられた方がよろしいかと思うのですが、それは可能ですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 今後はそういうのでやろうと思っているけれども、今はそこら辺の人員が。

○委員 人員が足りない。

○NPO法人福祉送迎わかば 今すぐというわけには無理ですけれどもね。

○委員 そうすると、運行とか事故処理、苦情の関係の中に出てくるのは3名なのですけ

れども、これ以外の方で業務に当たっている方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

団体の人数を見ると、もう少しいらっしゃるように見えたのですが、3名だけでやっていらっしゃるのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば そうです。一人は整備工場さんでして、そういう方にも、時々会社に来ていただいて打合せしたりしております。だけど常時ではない。みんな仕事をしているものですから。

○委員 そうすると、実質、お客さんの予約を取ったり運転をして運んだりというのは2名でやっていらっしゃるということですか、全てを。

○NPO法人福祉送迎わかば 要するに、予約を取ったり、事務を取ったり、運転をして送迎をしたりするのは僕1人でやっているわけです。僕はできないときには、もう1人、別の者がいて、それでやっております。

○委員 では、実質一人で全部、予約も電話も受けて、そういうことなのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば ただ、事務所と自宅と兼用なものですから、家内がいますので、僕がいないときは全部、電話受付は受けてもらったり、それから固定電話でも転送するようになっていまして。

○委員 そうすると、さっきおっしゃっていた運行前にチェックする書類があるんだよというのは、ご自身でチェックをして、家にチェックしたものが置いてあって、自分で運転して出て行って、また帰ってきてということを繰り返されているという。

○NPO法人福祉送迎わかば そういうことですね。

○委員 奥様は、お住まいと一緒にいらっしゃる。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 奥さんにチェックしてもらうことは可能ですよね。

○NPO法人福祉送迎わかば 可能です。

○委員 いかがですか。

○委員 誰がやらなければいけないというところはないので、奥様がいらっしゃるということであれば。あとは、チェックするべき項目は定められているので、参考様式を用いて、チェックをしていただければ、体制として問題はないかなというところですね。

○委員 ありがとうございます。引き続きよろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 定款の中に会員の編成がありますが、この会員と利用されている方は、これは別ですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 別です。

○委員 別ですよ。それは利用会員ということですね。

○NPO法人福祉送迎わかば そういうことです。

○委員 分かりました。そうすると、この利用会員になるための方法というのは、どのようにすると利用会員になる。プロセスとか、やり方はどのような感じなのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 利用会員は、各介護施設とか特養等からご紹介いただいた中で、そして、通院とか、そういうやり方を打診して会員になっていただけますかということ、そして会員になってもらっています。

○委員 そうすると、施設から紹介されて、あるいは施設でこういう方々がいらっしゃる

よと情報を聞いて、紹介される場合もあるし、営業をかけるというか、会員になってくださいと連絡することもあると思いますので、その上で会員の登録をして移動させる。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 そのとき、面接とか面談とか、その方に直接あらかじめお会いしたりはするのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 紹介されると通院するときにご自宅または施設に行つて、初めてお会いして、色々なご説明をします。

○委員 それから実際に運行するというところ。

○NPO法人福祉送迎わかば そういうことです。

○委員 そういう方は、みんな車椅子。

○NPO法人福祉送迎わかば 車椅子の方もいるし、車椅子でない方もいらっしゃいます。

○委員 車椅子でない方というのは、どんな方なのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 車椅子に乗るほど重症ではない方で、杖をついたり、補助すると歩けるとかですね。

○委員 補助が必要。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。普通に歩ける人は対象にはしていません。

○委員 プロセスを確認すると、利用会員になって送迎をするのですよね。

○NPO法人福祉送迎わかば そういうことです。

○委員 でも、利用会員になる前は、面談とか面接とか、その方の状況は知らない状態で利用会員になるということですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 利用会員になるためには、障害者であれば障害者手帳持っし、介護何級とかありますよね。要介護とか支援1から5までとか、そういう方は全部コピーをいただいて、そして、そこで判定しております。

○委員 書類をもらって判定。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 そうすると、その方々は、車椅子とか歩行が困難というふうに認識されているし、そういう方だということですか。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 分かりました。2両体制になったのは、ちなみにいつから。

○NPO法人福祉送迎わかば 今年に入ってからですかね。

○委員 2月、3月は運行されているのですよね。

○NPO法人福祉送迎わかば 2月、3月は運行してないのです。

○委員 2月、3月は運行していない。

○NPO法人福祉送迎わかば というのは、2月12日か何かに運輸支局の許可が下りたものですから。その前は当然やっていませんし、それ以降も2月、3月はほとんどやっていない。少しはやったかも分からないですけどもね。

○委員 運行実績の推移というところを見ると、これは区に確認ですけども、令和3年度というのは、令和3年4月から4年3月末までということですよしいですかね。

○事務局 合っています。

○委員 これを見ると、少なくとも3月、あるいは申請して許可が出て2月は41件とある

ので。

○NPO法人福祉送迎わかば 中村から桜台の接骨院まで対応の方がいまして、その人は頻繁に通っていたものですから、毎日みたいに通っていますから。だから、その方だと思えます。

○委員 だから、3月も運行されたのですよね。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。2月、3月ですね。令和4年ですよね。

○委員 ですよね。それがこの41件。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。41件になります。

○委員 これがこの実績表で書かれているということですよ。

そうすると、2両体制にはなったけれども1日稼働するのは1台だけというお話でよろしいですかね。

○NPO法人福祉送迎わかば ほとんどないですね。

○委員 ほとんどないときもあるのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 1回だけあったかなと思う。記憶ないですけどもね。

○委員 これからもあるかもしれないので、さっき申し上げた、2台とも稼働したら、点呼した方いなくなっちゃうので、それだけご準備いただいて。

この申請のところにも、申請書類も可能であれば、運行管理の責任者、代行者というところがあるではないですか、そこは運転される方でない方が入ると点呼をする人いるよねという形になるので、その方がよろしいのかなと。

○NPO法人福祉送迎わかば 分かりました。

○委員 それから、苦情のところですが、変えていただいた方がいいのではないかなというふうに考えています。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 ところで、東京都にNPO法人としての実績報告、事業報告があるはずなのですが、これが、わかばさんの場合は東京都のホームページで確認できないのですけれども、どういった事情でしょうか。

○NPO法人福祉送迎わかば 最初にそれが理解できなかったものから、東京都から指摘されまして、2度電話いただきまして、そのあと、すぐに出しております。

○委員 いつ、お出しになったのですか。

○NPO法人福祉送迎わかば ここに控えありますので。

○委員 あるのですね。

○NPO法人福祉送迎わかば 令和5年12月1日の受付印をいただいております。

○委員 12月1日の受付。その前にも出されているのですか、1回。

○NPO法人福祉送迎わかば 令和3年度は出しています。だけど、これは令和4年度ですかね。令和4年度。

○委員 わかばさんの場合は、事業年度が1月1日から12月31日まで。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。

○委員 ここでいう4年度とは違って、令和4年にやった分ということですよ。1月1日から12月までの。もう出されたということ。

○NPO法人福祉送迎わかば 出しました。受付印もいただきますので。

○委員 今、見せていただくのは可能ですか。

○NPO法人福祉送迎わかば いいですよ。

○委員 これは1月から12月末までですよ。提出期限は3か月後だから、3月31日になるのですよね。これが遅れちゃった理由は何ですかね。

○NPO法人福祉送迎わかば 僕の知識不足です。だけど、その前の年度は出しているのですよね。

○委員 でも、何も書いてないやつですよ。

○NPO法人福祉送迎わかば もう何もしていなかったから。

○委員 財産目録とかその他諸々、何の記載もないやつをお出しになっていると。

○NPO法人福祉送迎わかば そういうことです。それも控えありますけれどもね。それが令和4年1月から12月までの分です。

○委員 それがこの分。運送事業で124万7,910円事業収入があったということですよ。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 これは、運送収入が区からいただいた資料とは数字が乖離しているようなのですけれども。

○NPO法人福祉送迎わかば 4月から3月と、12月から1月の違いではないかということですよ。

○委員 そうすると、3年、4年の後ろを少し切らなければいけない。

4年度の1年間で、区で把握している、これが4月、3月だとしても69万円。でも運送収益124万ありますよね。これはどこから得た収益なのですか。11名を運送会社として令和4年度は619回、これは往復ではなくて片道で619回だと思うのですけれども、それをやって運送収入は69万円、令和4年度の総収入がありました。3年度と書かれている部分で、わかばさんの事業年度に当たる部分がこの3年度に入っているのです。ただ4年度は、後ろの3月、1、2、3が入っているのです。これを合わせたら大体同じようかなとは思いますが、それでも80万には満たない。

それだけの説明がつかないような事業収入がいっぱいなのですが、有償運送で法人として、合っていないよということですよ。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですか。

○委員 これが、区が示しているわかばさんの報告で、令和4年は運送収入が69万ありましたという。

○NPO法人福祉送迎わかば これは事業年度ですよ。

○委員 4月1日から3月31日まで。上の段は2月15日に許可があるので、そこから3月31日まで、これはつながっているのですけれども、この令和5年の1、2、3月は入っていないわけだから、むしろ、これを合わせた数字より少なくなるはずですよ、もし数字で言うんだったら。61万9千円と4万1千円、多分多くなる。69万円と6万3千円を合わせた数字よりも少ない数字がわかばさんの今回区に報告している事業収入だと報告したわけではないですか。しかし法人さんの令和4年の計算書を見ると、運送収入で124万7,910円計上して数値を上げているのではないですか。こっちと全然違いますよね。

わかばさんは練馬区の移動困難の方々を許可を得て送迎しているわけですから、そして、

これを、見させていただくと、ここの事業報告書のページを開きます。わかばさんがやっている事業は、今ここで協議している事業以外は何もしていない。運搬のみをやっているわけです。

○NPO法人福祉送迎わかば そうです。

○委員 410人。そしてここに書いてありますね、確かに。受益対象者に人数、やった人数だと思えるのですけれども、これ以外に何ら法人さんとして事業活動はしていないのに、こちらの事業報告書、東京都に出したものは運送収入収益124万7,910円と、見せていただいているところに記載されているので、これはどうして、どういう違いですかというのが質問です。

○NPO法人福祉送迎わかば 売上げの結果的にいう運送収入ですよ。運送収入の考え方として、実をいうと私どものところの収入とは、お客様からいただける収入と、あと練馬区のリフト付のタクシー事業がありまして、そこから収入があるのですよ。

○委員 それは会員の方々を乗せているのではなくてですか。

○NPO法人福祉送迎わかば 会員の乗せた方の1人につき幾らというような形でですね。

○委員 そうすると、お客さんからもお金をもらうけれども、練馬区からも1回の運送についてお金もらっているということですか。

○NPO法人福祉送迎わかば そうです。

○委員 そうすると、それが2倍ぐらいになっちゃう。

○NPO法人福祉送迎わかば いや、2倍にはならないですね。

○委員 この数字だけ合わせれば、それぐらいに。どういうこと。

そうすると、これは運送対価としてお客さんからももらうほかにもまだもらって、この対価でやっているわけではないということですか。

練馬区から何か補助して、お話いただける内容はあるのですか。

○事務局 今おっしゃったのが、リフト付タクシーですか。

○NPO法人福祉送迎わかば そうですね。

○事務局 リフト付タクシー事業ですと、迎車料と予約料が区から補助で受けられる。

○委員 これは、いわゆる緑ナンバーでなくても、こういう福祉有償運送にもひと月先の補助を出している。

○事務局 出しているというふうに。

○委員 出している。それを今おっしゃっている。

○NPO法人福祉送迎わかば そうです。

○委員 そうすると、それをもらえるなら、お客さんからの対価はいらないのではないか。対価の目安がタクシー運賃の2分の1から8割になると先ほどお話があって、そういう必要性があるのでしょうかけれども、元々この運賃を立てるときに、既に練馬区からもらう分に関しては、利用者からもらうのですか。むしろ、例えばタクシー券とかは、タクシー運賃にそれを当てるわけですよ、券を。

○事務局 そうですね。タクシー券は。

○委員 そうすると、これと、練馬区から出されたタクシーの券は、利用者の運賃に充てられるものではないのですか。

○会長 タクシー券ではない。

○委員 タクシー券とは別ですよ。

○事務局 そうですね。今のリフト付タクシーは、迎車料と予約料ですかね。

○委員 しかしタクシーは、迎車の料金も予約の料金も認可を受けているのですよ。全部その料金にかかるのですよ。発生するのです。だから練馬区は、利用者にはメーター自体の料金だけ払ってあげればいいと。タクシー業者には運賃になる迎車と予約料とかを練馬区の方が出すよということで、タクシー業者にとっては両方とも収入、もちろんそうなのですよ。

しかしこの法人さんは、そういった料金立てをしていないのに、そこにお金を出すということはどういうこと、それをまた受け取っているということも含めて、運賃としては立っていないではないですか、そんなこと。そんな必要ないのですよ。ここの、今回、運賃は変わっていないけれども、手数料ですか、何か入っているようだけれども。

これは、おかしくないですか。ここにあればいいのですよ。ここにあれば。

○会長 旅客から収益する対価のところに、その部分が入っていないとおかしいということですか。

○委員 おかしい。そうすると、ここで見えてきているものの2倍の事業収入があるわけですよ。乗務員の確保が必要だということで80%というふうにおっしゃるわけだけれども、しかしながら、こういうところで、ここでタクシーと同じ対価を、法律はともかくとして受け取っている実態はあって、そうでなければ多分、運送できないと思うのです。もうちょっと言い方を変えれば。必要性は僕も分かるのだけれども、しかしこういった実態を見逃して、ここに書いてあるものだけで、この法人はやっているんだな、この運送対価合ってるんだな、これで合っているんだなというのは、違うのではないかなというように、私は認識しています。事業報告が出されているということで、今もここは確認させていただいたので、僕の今の質問と意見はここまで。

○会長 そうすると、旅客から収受する対価の方についても、その辺を記載した上での協議でないということですか。

○委員 その前に、練馬区さんの補助制度として、どんなやり取りがされているのかという、その事実確認が必要な気がしまして。この問題点としては、対価の設定をしていないのに設定していない対価に対しての補助が出されていてということかなと思ったのですけれども、こちらとしては、あくまでも記載されている内容でしか把握はできないので、私の詰めも甘かったというのもあるのですけれども、そもそもどういう制度になっているかというところを冷静に見る必要があるのかなと思いました。

今のお話をお伺いする限りですと、本来設定されていないものに対して補助が出されていた。しかもこれは、補助金制度としてはあってはならないことなので、本当にそうなのかどうかというところが、検討が必要ですかね

○会長 そうですね。一度確認をしないとですね。

○委員 そうしたら、ほかの、これまで申請してきて、更新してきて、対価の変更とかも、ここ何回か関わっているのですけれども、これ全部そういうことなのですか。他の法人さんたちのやり方としては。

○事務局 その可能性はあるかなと思います。

○委員 それは、例えば練馬区でそういった担い手が必要だというのは、僕も十分理解す

るところです。在り方として、運賃の中にも入ってきているから僕としてはおかしいと。指摘せざるを得ないんだけど、例えば、この法人さんに事業を営んでいただくに当たって、それが僕は専門ではないので、補助金なのか、委託料なのか、何なのか文言は分からないですけども、何らかの形で法人さんを区が援助していくというのはあるんだろうと思います。

ほかの自治体でも実際に、別の何とか収入という書き方で運送収入の他に項目が全然違って実績報告を見ると入っているのですよ、そういう自治体から。そういう形でなると立てつけ上、僕はここでうんとはちょっと言い難いところあるということ、意見として申し上げます。

○委員 まさに、今、まとめていただいたみたい、素人的にすごい分からないのですよ。ということは、運賃収入というのはその人からもらう、運んだその人からもらうもので、全く別立てのところ、リフト付介護車というのか、買うか、備えると、定額で、車両に対して何か入ってくるのかなという、すごくぼわっとしちゃっている、そこら辺、1回整理をいただいて、ご教示いただきたい。この今日、審議している方だけではなくて全体の仕組みがそうなのですかというところが一番知りたいので。

運賃収入60万で、そもそもこういう仕事がNPOであれ、企業であればできるのかなというところは、ずっと何となくよく分からないなと思っていたところなので、練馬区が出しているお金がどういう対象で、どういう名目で、1台につき1回送迎したら幾らか、そんな仕組みがあると思うのですが。

今後、整理するときには、まさにこういう業者さんに対して、現実幾ら練馬区からは出しているのですと、ここに記載されている運賃収入というのは送迎した人からダイレクトにもらった現金ですというところをプラスしてかからないと、何となくやっていることがよく分からないなという感じがします。

○会長 今までの福祉有償運送の協議会に出している資料の中で、旅客から収受する対価として、リフト付の迎車料と、予約料を入れていなかったということだと思っているので、そこについては今後、申請の中に入れていただくとか、まず、実態がどうなのかということについて協議会の中でも示させていただいて整理をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○委員 整理していただいて。

○委員 先ほど出てきたリフト付福祉タクシーですけども、概略は、恐らく障害と高齢者の方をほぼ同じような仕組みで区は事業実施しておりまして、先ほどありましたように、予約と迎車にかかる料金を区から委託料という形でお支払いしています。

その際に、車の種類によって委託料というのが異なっていて、ストレッチャーが入るような大型車の場合には2,400円、普通車椅子が入るワゴン車ですと1,200円、小型車ですと1,100円というふうな形で、委託料という形で、予約、迎車にかかる料金を区からお支払いをしておるというところでございます。

障害の方でこちらの実績があったという形ですので、障害の実績の資料と突き合わせて、どういった形だったのかというのは、区でも確認させていただければと思っているのですけれども。もしかしたら、リフト付タクシーの運行として走ったものと、こちらで有償運送として走ったものが全く別の機会に運行したものかもしれませんので、そういったとこ

ろをもう1回、実績を見て確認させていただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 今回、対価の変更も更新事項ということでよろしかったですか。

○NPO法人福祉送迎わかば はい。

○委員 更新登録の協議と対価の更新ということですね。対価は疑義が生じているので、今日は、このままだと判断できないのかなという気がするのですけれども。

○会長 協議の方が整わないということですかね。更新期限が2月15日までということなので。

○委員 この申請については、1か月前までに運輸支局にご提出いただくのがベストなのですが。

○会長 そうでしたら、その対価の部分についての費用をどう整理するかというのは、また別途お集まりいただく時間がないかと思しますので、書面という形でお示しさせていただいて、それで進めさせていただくということではいかがでしょうか。

○委員 そのやり方はもちろん構わないですけど、整理はしていただきたい。

○会長 整理を進めたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

というところで、今日は、申し訳ございませんが、協議が整っておりませんので、後日また、今申し上げた部分についてやり取りさせていただいて、それで進めたいと思しますので、よろしくお願いいたします。それでは、福祉送迎わかばさんについては、ほかによろしいですか。よろしければ、今日のところは、そういったところで協議は終了させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(NPO法人 福祉送迎わかば 退室)

○会長 次に、同じく次第4番のNPO法人ポプラ介護輸送の更新登録の協議に入ります。

(NPO法人 ポプラ介護輸送 入室)

○会長 どうぞ、お座りください。ポプラ介護輸送さんです。よろしくお願いいたします。まず、事務局の方から、大まかに説明を行いまして、その後、団体の方に活動内容や補足の説明を行う形で進めていきたいと思っております。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局 NPO法人ポプラ介護輸送の更新登録協議資料について、説明をいたします。

まずは、A3版の要件確認表をご覧ください。

前回、令和4年2月の新規登録協議時点と比較してご説明いたします。

今回の申請内容を左側、前回の申請内容を右側に記載しており、前回から今回にかけて変更がある項目については、表の各項目中央に丸印を入れております。

まず、1、運送主体は、NPO法人ポプラ介護輸送で、事務所が練馬区の旭町にあります。こちらは前回と変更はありません、

2、登録の有効期間は、前回登録時が令和4年4月28日から令和6年4月27日でしたが、今回承認された場合は令和6年4月28日から令和9年4月27日までとなります。

3、法令順守は様式の3の宣誓書のとおりです。

4、旅客から収受する対価は変更ありません。

5、使用車両。こちらも前回と変更ありません。団体の所有する福祉車両が2台となります。

6、運転者。普通免許の方が1名で、二種免許の方が2名減り、合計2名となっております。

7、輸送の安全及び旅客の利便の確保。様式7号の運行管理の体制等を記載した車両のとおり、運行管理責任者や運行管理・整備管理に係る指揮命令系統等をそれぞれ定めております。こちらは人の入替えがあります。

8、運送対象。前回の登録申請時の登録予定者は、イ、身体障害者が10名、ロ、精神障害者が1名、ニ、要介護認定者4名の合計15名となっておりますが、申請時の登録者はイ、身体障害者8名、ロ、精神障害者1名の、合計9名となっております。

9、損害賠償措置。こちらは、全車両とも対人対物賠償、人身傷害保障についても自動車保険の方に加えられております。

次に、運送実績把握資料で、団体の昨年度の運送実績等のデータをお示ししております。こちらは協議に当たっての参考資料として御参照ください。

最後に、団体が利用者からいただいた苦情について説明をさせていただきます。こちらは、追加でお配りさせていただきました苦情対応記録を御覧ください。

11月1日に、利用者の御家族から区に相談をいただいたものになります。

内容としましては、利用者がNPO法人ポプラ介護輸送を利用した際に、区のホームページに掲載されております協議会で承認された料金体系に基づいた金額より過大に利用料金を請求されたというものになります。

次に、3の経緯を説明させていただきます。10月31日に、利用者がNPO法人ポプラ介護輸送を利用します。翌11月1日に利用者の家族から区へ団体から過大に料金を請求された旨の連絡があり、区は団体へ聞き取り及び問題の指摘を行いました。11月2日から12月6日にかけて、運輸支局と苦情内容等を共有し、改めて団体へ指示を行いました。11月8日に団体が利用者へ過大に収受した利用料を返金し、苦情報告書を区へ提出いたしました。経緯の説明については以上となります。

次に、裏面の区への対応及び団体の対応について、説明をさせていただきます。

区から団体へ聞き取りを行いまして、普段の利用者と比較し、介助が多い利用者であったため、料金を過大に収受したこと、また、他に過大に収受したことはないということを確認させていただきました。

その後、区から団体へ指摘をいたしました。内容としましては、過大に収受した利用料を利用者に返金すること。苦情報告書を区へ提出すること。料金体系について事前に利用者に説明し、了承を得ること。協議会で承認されている利用料を請求すること。料金変更をする場合は協議会で協議をする必要があるため、まずは区に申請すること。料金の公示等の義務を徹底することになります。

この指摘を受け団体は、過大に収受した利用料を利用者へ返金し、苦情報告書を区へ提出しました。また、受注時に料金体系を利用者に説明し、料金表を車内に掲示することとし、今回の苦情の件を社内で共有し、制度の勉強会を行いました。

追加で配付しております料金表と苦情報告書につきましては、団体から提出されたものであります。苦情報告書につきましては11月8日に一度区へ提出いただいた後に、運輸支局からの指摘を受けて、再度修正いただいたものになります。

団体には改善処置の内容を確実に実施いただき、再発防止を徹底していただきたいと思

います。区も適正な運送業務が行われているか継続して確認をしていきます。

事務局からの説明は以上です。

○会長 説明が終わりました。ポプラ介護輸送さんから補足の説明をお願いいたします。何か補足の説明があればお願いいたします。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ございません。

○会長 それでは、説明の方が終わりましたので、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

○委員 苦情の内容なのですけれども、そもそも絶対にあってはならないことなのですが、そこら辺の認識が足りなかったのかなと思っていますが。

○NPO法人ポプラ介護輸送 大変申し訳ありません。苦情の件ですね。

○委員 はい。利用者さんに設定していない対価を、そもそも説明もなしにもらうということは言語道断なので。

○NPO法人ポプラ介護輸送 これ、もう充分反省しておりますので。

○委員 対応が難しい方とは言えですね、そこは登録団体さんとしては冷静に対応しなければいけない部分だと思いますので。あくまでも、対価は設定しているもののみを収受するということは、改めて徹底していただきたいのと。

○NPO法人ポプラ介護輸送 これはもう重々承知しておりますので。

○委員 改善処置についてなのですけれども、具体的に何をしたか、改めてお伺いしたいのですが。

○NPO法人ポプラ介護輸送 こちらについては、文書を出したと思うのですけれども。

○委員 改めて、何をしたか、直接ご説明をお願いします。

○NPO法人ポプラ介護輸送 お客様に謝って、料金の差額を返金しました。

○委員 それだけですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そうですね。お客さんには、それで納得していただいていますので。

○委員 それだけだと、この苦情報告書に記載されている内容が何ら達成されていないのですけれども。

○NPO法人ポプラ介護輸送 どういうふうなことをすればよかったですか。

○会長 苦情報告書に書いてある内容について、ご説明をお願いしたいのですけれども。

○委員 これは団体さんから提出いただいたのですよね。この苦情報告書は団体さんが作成されたのですよね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そうです。はい。

○委員 その一番下に改善処置とあるのですけれども、これはやりましたか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 当然、これは私の方で、さらに料金表も設置しまして。

○委員 どこに設置しましたか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 車の中です。それから、制度に関する勉強会を月1回。これはできないこともありますけれども、きちんとそれは、今、従業員が1名です。

○委員 そうなのですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ですから、会議するほどのことではないですから。必ずそれはやる。

○委員 だったら会議と記載することが間違っていますよね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 申し訳ありません。確実にこれは実施いたしますので。

○委員 月1回というのは目安ということでもいいのですけれども、定期的を開催するということが必要かなと思います。

○NPO法人ポプラ介護輸送 しっかりやりますので、これは。それでよろしいですか。

○委員 あと、接客対応マニュアルとは、何を作成しましたか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 接客マニュアルというものを作成しまして、これを読んでいただければ分かると思います。

○委員 今日の資料にはないですかね。

○事務局 こちらは、事務局の方にいただきまして、内容が少し不十分かと思っておりますので、今日の資料にはありません。

○委員 分かりました。では、そちらはご対応いただいていると。

○NPO法人ポプラ介護輸送 これに関しては、私どもも重々分かっておりますので。本当に申し訳ございませんでした。

○委員 今後、絶対にこのようなことがないようにお願いいたします。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。

○委員 運行管理の体制についてなのですけれども。出庫前に点呼を必ず取っていたたことになるのですが。

○NPO法人ポプラ介護輸送 それはやっていますよ。

○委員 具体的にどのようにやっているかを伺えますか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 朝来たときに、従業員は1人なのですけれども、必ず酒気帯び運転のあれを全部やって。

○委員 アルコールチェックですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そうです。それから、今日のスケジュールはこうだから、こうしてくださいと。それで、私どものファイルがありますので、日報のところにきちんととそれを書いて、こういうふうにしなさいということをお書き、書いてありますので。

○委員 分かりました。運転手さん2名で、必ずどちらかが対面で点呼を取っているという体制なのですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。

○委員 健康状態のチェックも滞りなくやっているということですかね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 NPO法人にしてから、それはきちんとやっております。

○委員 分かりました。運転手さんが高齢の方になってくるのですけれども。

○NPO法人ポプラ介護輸送 私も82でございますので。

○委員 そうですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ここで質問したいのは、実は私もNPO法人にしたのもきっかけがあるのです。20年間、私は介護タクシーをやっていたから。株式会社で。20年の節目として辞めようかと思ったのです。年齢も年齢です。ただ、体がまだ動きますのでね。それで、お客さんに辞めると言ったら、ポプラさん、何とかしてくださいよと。この中で介護タクシーを使った方いらっしゃいますか。それとあと、もう一つ、この中で御家族の介護をなさっている方いらっしゃいますか。介護タクシー使ってどうですか、

値段的に非常に高いですよ。

○副会長 いや、タクシーより安い。

○NPO法人ポプラ介護輸送 タクシーより安いですか。

○副会長 安い場合もあります。

○NPO法人ポプラ介護輸送 それは珍しいですね。それで、お客さんが、ポプラさん辞めたら困るのだよと。そのときに、ポプラさんはNPO法人より安いのではないのとよく言われたのですよ。もう辞めるのだったら、NPO法人にしてはと言われたのです。補助金もあるよと。ないですよ。

それから、あと一つは、税金が、あとでお話したいことがあるのですが。これも免除されますよと。やり方によって…。

○会長 今日の趣旨と変わってきてしまうので。それはまた別の機会にお願いしたいと思います。

○委員 今後、検討いただきたいのは、運転手さん、年齢の若い方を募集するとか、あとは別な団体さんをお願いしていくというのも一つかなと思うのですけれども。

今も運転の年齢に関しては、法令上も定めはないので、続けるということであれば、例えばナスバさんとかで、適齢診断といまして、自分の運転の特性を理解して、それを運転の業務に生かしていくということもやっていたりするので、そうした安全に関する取組というのを検討していただきたいということ。

○NPO法人ポプラ介護輸送 私も、今は二種免を返納しましたがけれども、二種免の試験というのはすごく厳しいのです。

○委員 なので、安全という面を一番に置いて今後やっていただきたいと思います。

○NPO法人ポプラ介護輸送 徹底して、それは。

○委員 実態が伴わないと意味がないので、それはお願いいたします。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。

○委員 以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

○委員 先ほどのお話の関連で、対価の方ですけれども。こちらは、ポプラさんも、記載されている対価とは別に、補助金とか出ていたりするのですかね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ないですね。

○委員 この対価はあくまでも旅客の方から頂く対価で、福祉有償の運送に対して何か補助が出されているということは特にはないですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 何のですか。

○委員 補助金です。

○NPO法人ポプラ介護輸送 補助金はないですね。

○委員 ありがとうございます。

○委員 繰返しなのですが、利用者を乗せた後で、練馬区から、リフトタクシー券とか、そういったものの費用は受け取っていらっしゃいますか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 中には。身障者の場合はタクシー券をいただいております。

○委員 タクシー券でポプラさんに運賃を払っているのですか、その方は。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そうです。

○委員 タクシー券を使って。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。いけないのですか。

○委員 いやいや、それは聞いているだけ。そのタクシー券を福祉有償運送さんが練馬区で換金してやる。

○NPO法人ポプラ介護輸送 換金しています。はい。

○委員 それは運賃の部分だけですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 運賃だけです。

○委員 迎車料とか。それやっていない。

○NPO法人ポプラ介護輸送 やっていない。取ってないですよ。

○委員 取ってないですよ。

○NPO法人ポプラ介護輸送 だから、株式会社の時も、そういうのは全部取ってないから、ポプラさんは安いねと言われるのですよ。

○委員 前に、緑でやっていたときも、迎車料金とか予約料金は申請していないから取ってなくて運賃だけだった。今もそうだといいことですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 今は運賃というのはここに書いてある1キロ300円ですか。料金を非常に安く設定していますから。

○委員 それはお客さんからもらっているのですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 お客さんから頂きます。

○委員 分かりました。そうですか。教えてほしいのは、事業者名簿というのを見たのですけれども、先ほどのお話に従うと、この利用者というのとは前のときのお客さんが中心で。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そう、多いですね。

○委員 新しい方は。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ここのところ何人か増えています。

○委員 何人か増えている。それはどうやって増えるのですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 電話でかかってきて、やってほしいと。

○委員 その方は、誰かから紹介を得てポプラさんところの電話番号を知っていて。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ええ、どこかで聞いたか何か知りませんが、先日やった方は、光が丘の団地から埼玉病院までやったときに、お幾らですかと言うから、1,500円です、片道といたら、えっ、そんなのでやってくれるのですかと。

○委員 そうすると、そういった方はみんな車椅子の利用者とか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そうです。

○委員 ほとんどの人。電話がかかってきたときから。

○NPO法人ポプラ介護輸送 それは特に、さっきの料金で高いと言われた方があってから、徹底的に聞きます。申し訳ないのですけれども、お客さんから電話で注文が入ってきますね、そのときに、住所は絶対、介護保険を使っているのか使っていないのか、そういうのを全部よく聞いてから、それでこの料金です、よろしいですかというふうにしてから、今は動いております。

○委員 逆に言うと、予約の段階できちんと相手の身体状況を把握した上で受けているということですよ。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。

○委員 分かりました。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ですから、そのときに、例えばうちは、今、軽と大きいのがもう1台あるのです。それで身障者の場合は軽では入らない場合があるのですね。

○委員 分かりました。僕の方からもう一回質問させていただいていいですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。

○委員 今、ちょうど車の話が出たので、練馬区から頂いた資料、運送実績把握資料というところが、申請されているものと車の内容が違うのですけれども、これはどちらが正しいのか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そんなことないと思いますけど。

○委員 今までセダンがあったことはないですよ。これは、セダン1になっていて、このセダン1に該当する車検証は、この資料の中にはないと。これはどれが間違いですかね。福祉車両2、セダン1、総数3が。

○NPO法人ポプラ介護輸送 2です。1台、軽がなくなりましたから。

○委員 今までセダンあったのですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 ありますよ。車検証も入っていますけど。

○委員 前回申請の中で、普通、福祉車両2、これ何か記載が違うのですか。

セダン1台が減車しましたよという話をされているわけなのですから。

○事務局 こちらで変更届として、自動車の変更の書類をいただいております。途中で台数に増減があり、合計台数としては変更がないというところで、変更のところに丸印は付いていないということになっております。

○委員 出入りがあって、結果、車が一緒になったということですか。

○事務局 はい。

○委員 そうすると、前回の申請のときには福祉車両2だけれども、途中でセダンが増えて、またセダンがなくなった。一回3台になったときがあるとか。

○事務局 そうですね。

○委員 これはそちらに何かこうしましたよという届出があればそれでいいということでしょうか。

○委員 そうです。届出があれば大丈夫ですね。車両数も、私の方で今の登録状況を確認させていただいているので、特に更新の段階では、車椅子2台うち軽1台で間違いありません。確認しています。

○委員 分かりました。続けて質問させてください。ポプラさんのお客さんの主な送迎先は区内ですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 区内です。今は全部。全部というか、もうそれが当たり前になっていますので。

○委員 それで、利用者は区民と。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。

○委員 ということは、区内から区内の利用ということですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そうです。

○委員 1回送迎すると、大体往復ということによろしいのですかね。片道のときもある

のですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 片道の時もあるし往復もあります。

○委員 分かりました。ポプラ介護輸送という法人さんとして、ここにある2台は、送迎以外には使っていないのですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 しません。

○委員 送迎でしか使わない。送迎の他に通勤で使うとか、事務所まで職員の方が。

○NPO法人ポプラ介護輸送 一切ありません、そういうのは。

○委員 では、車は出たらもう全部運行先。

○NPO法人ポプラ介護輸送 病院だけです。病院の送迎だけです、今は。

○委員 そうなのですか。気になっているのが運行実績把握資料の(5) 走行距離というのが、これは2台併せたものか、1万5,612キロ。この平均走行距離、単位距離ですよ。これは1回の送迎での距離でよろしいですよ。

ちなみに、さっきの別の法人さんは、平均すると5キロとか6キロとかでした。ポプラさんの出されている日報みたいなものがあるではないですか。介護輸送の実績報告。そうすると大体お客さんを運んでいるのが、6キロとか8キロとか、距離の近い方は1.5キロ。一方、こちらの運行実績の推移というところを見ると、1回に62.95キロ走っているのですけれども。

○NPO法人ポプラ介護輸送 申し訳ないのですけれども、頼まれて遠くに行くときもあったのです。

○委員 あるでしょう。

○NPO法人ポプラ介護輸送 料金の問題が起きてから、ぐっと縮小してしまったのです。その前は、頼まれるとですね。

○委員 いや、私の質問は、去年の令和4年度の実績の報告が、お客さん1人を運ぶたびに62.95キロ走ったよというふうに数字が出ているので、これの理由か、何かの間違いなのか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 間違いですね。そんなに多くも走っていないと思います。これを計算すると。

○委員 これはどこが間違いなのですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 恐らくどこかの…。

○副会長 問題、苦情があったのは、令和5年ということ。

○NPO法人ポプラ介護輸送 5年です。

○副会長 ということは、令和4年度までは遠くまで行っていたということですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 そういうことですね。

○副会長 問題が起きてから、遠くに行くのは辞めたということなのですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。申し訳ございません。年齢が年齢ですから。従業員が遠くを嫌がるのですよね。

○委員 それにしても、1回で62。1日に、そうすると、何件かやると往復で、運送回数、その前の件から往復ではないですよ、片道1本みたいな絵面だから、往復すれば120キロ走って、1日2本、2人のお客さんをやると240キロみたいな数字になってしまって。そんなに走って。

○NPO法人ポプラ介護輸送 これは間違いだと思います。

○委員 ですよ。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。申し訳ございません。

○委員 これの正しい数字を。

○NPO法人ポプラ介護輸送 今度、新しく正式なのをお出しします。

○委員 そうすると実績報告書そのもの全体の信頼性も含めて、これはどうかなというふうに思いますよ。このままでは。

○会長 どうですか、その辺り、事務局。

○事務局 そうですね。ポプラさんから頂いた資料でこの数字を埋めさせていただいているのですが、改めて正確な数字をいただきまして、こちらの実績報告資料をお送りさせていただきます。また、提出いただいた資料なども改めて確認させていただいて、誤りがないか確認させていただきます。

○委員 それで、ポプラさん、さっきの法人さんにも聞いたのだけれども、令和4年度のNPO法人としての事業報告は提出されていますか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 都の方にですか。

○委員 はい。

○NPO法人ポプラ介護輸送 これから出します。今日帰って、今週中に出していきます。25日までにしてくれというふうに。

○委員 督促の紙が来たということですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。来週の月曜日に出します。25日までにしてくれと。

○委員 もともとは、令和5年6月31日に出さなければいけないものを出していない事情は何ですか。なぜ、出さなかったのですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 申し訳ありません。私は今、体調を崩しているので出せなかったのです。

○委員 そうすると、さっきおっしゃっていた、別のNPO法人さんを紹介したり、自分の持っているお客さんを適切に送迎してくれる法人さんに紹介されてやった方が安全だし…。

○NPO法人ポプラ介護輸送 私自身がもうそろそろ、辞めようかと思っているのですよ。けど、お客さんが、20年間のお客さんの中には、身障者の場合はもう十二、三年付き合っている方、何人かいらっしゃるのですね。それで、どうしようかというのが、私の今の考えなのです。だから、いつ辞めても私はいい。

ただ、ある人が引き継いでもいいよというのが何人か出たのです。定年退職した人が元気な人がいっぱいいますよね。そういう人たちが仕事をしたいということを聞くのですね。それでどうしようかという話になってやったのですが。

わかばさんは、当然これは非営利ですよ、税金がかかっていないのですよ。私は知っている人からNPO法人に関してすごく詳しい税理士を紹介してもらったのです。その人に任せてしまったのが、私のミスだと思う。と言いますのは、わかばさんは最初に税理事務所に行ってこの話をした、NPOの話を。それから税務署に行ったわけです。ところが私の税理士は最初に税務署に行ったのです。そうしたら非営利なのだけ税金がかかってしまったのです。それで、決算きたら、これで7万円はらってくれというわけだ、均等割

りで。

○委員 法人税ですね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 NPOですから当然非営利ですからね。

○委員 法人税がかかりますよね。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい。それで仕方なく法人税7万円払ったのです。これはおかしいというので何回も税務署に行ったのですよ。

○委員 お話ありがとうございました。ここで意見を述べさせていただきたい。

一つは、実績報告ですね。区に提出する実績報告が不十分であると内容、これ本当に確認取れるのかというふうな疑念が湧く点と、それから、不慣れであったということとご病気ということも含めて、東京都に事業報告を提出していないのですよ。そういったことでは、この運送の実務というか業務自体が書面でも適正に行われているかどうかというのは判断がすごく難しいというふうに考えています。

ただ、ご本人がもう辞めようかというふうにおっしゃっているところも含めて、少なくとも練馬区に出す、実績報告、実績把握資料ですよ。それと東京都に提出する事業報告、そういったものが全て整った段階で協議するべきだと。それが私の意見です。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがです。

○委員 もし、ポプラさんが今回更新をしないとなったときに、利用者さんに不利益が被らないかということも考えなければいけなくて、ポプラさんは来年の4月までの有効期限はあることはあるものの、更新しないという判断をした場合に、利用者にとって不利益を被るかどうかと、そこら辺をお伺いしたいのですけれども。どうでしょうか。

すぐには、利用者さんにとって不便は生じないと思うのですけれども。また、この更新しないとなったときに、再度更新するに当たって、資料の提出が追加で必要になってきて、結局、更新できなかったということも可能性としては考えなくてはいけないと思うのです。その場合、この9名の登録の方たちをどうでしょうかと、そこまで責任を持った上で更新しないという判断をすべきかと思うのですけれども。

○会長 協議会としてですね。

○委員 そうですね。あとは、NPOさんとしての都への事業報告というのは、今日の資料にもないですし、今日の資料にないもので更新をしない判断が本当に適切かどうかというのは、皆さんにご検討いただきたいなと思います。私としては、行政的な考えにはなってしまうのですけれども、更新の申請書の内容としては、確認できたので更新しても差し支えないかなと。あとは、ご病気ということで、運送に対して不安があるので。今後、もう速やかにこの9名の方、ほかの団体さんにご紹介いただくなどする対応が必要になってくるかなと思うので、それを踏まえての更新というのも一つなのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見あれば。

○委員 でも、ドライバーさんが1人になってしまうのですよね。代表さんが体調不良ということは、現実的にはもうできませんよね。ただ、更新は難しいかなと。1人のドライバーでしていくのは、少ないですけど、この9人の対応をするのは、お一人では難しいですよ。続けていくのは。

○NPO法人ポプラ介護輸送 もしもあれなら、全部資料出して辞めたいと思いますので。従業員には大変申し訳ないのですけれども、そういうことも含めて。今、どういうふうに

するかは月曜日の結果次第です、病院の。

○委員 別の誰かが担って、このお客さんたちを送迎していく方法はあるわけですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 それ今考えているのですけれども、1人出たのですよ。

○委員 もう一人の運転手の方は、運転は対応できる状況ですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 はい、できます。

○委員 9名の方、その方1人で運転の業務を賄うということは可能ですか。

○NPO法人ポプラ介護輸送 恐らく1人では無理です。私の代行はできないと思います。

○会長 話があればなののですけれども、利用者さん9名の方については、不便がないようにしていただかなければいけないと、こういうところがあるので、それはそういったことも次の事業者さんに引き継ぐとか、あるいはもう一人の運転手の方が継続できるのでしたら、その何名かをやっていただくとか、そういったこともあると思うのですけれども。ひとまず、今日の更新の内容についてどうするかというようなところについて、今、意見が出ていますので、それについて決めていきたいというふうに思います。副会長、何かございますか。

○副会長 今日の状態では、協議が整ったということとは言えないので。当然、書類直してもらって、それで申請し直してもらおうというのが普通なことだと思うのですけれども。

団体をその後どうするかということについては、練馬区のほかの事業者も含めて、できれば練馬区さん、ちょっとお声がけしてあげて、利用者の方がファーストでちょっと何とか協議とは別にお願ひしたいのですけれども。紹介とか。

○会長 では、それについては承りましたので。では、今日についてはいろいろ御意見いただきましたけれども、やはり協議の方は整いそうにないというふうに考えます。NPO法人ポプラ介護輸送さんについては、継続協議とさせていただきたいというふうに思っております。次回の協議会というのは設定できますか。

○事務局 調整させていただきます。

○会長 まだ、4月27日までであるということなので、大変申し訳ございませんが、次回の協議会を調整させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ポプラ介護輸送さんにつきましては、今日は色々ご意見いただきましたので、そちらを踏まえて再度書類の方を整えていただく必要があると思いますので、事務局の方と相談しながら進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○NPO法人ポプラ介護輸送 わかばさんとは、今お願ひしている、お互いに助け合いをしているのですよ。全部わかばさんに任せてしまうということもできないことはないです。

○会長 ありがとうございます。では、そういったことも踏まえて。

○NPO法人ポプラ介護輸送 時間が欲しいのですけれども。わかばさんを入れて、皆さんとお話していただくとありがたいですけれどもね。その時間はないですか。

○副会長 この会議ではないということです。

○NPO法人ポプラ介護輸送 分かりました。よろしくお願ひします。

○副会長 ありがとうございます。

○NPO法人ポプラ介護輸送 どうも失礼いたしました。

(NPO法人 ポプラ介護輸送 退室)

(5) その他

○会長 それでは、大変、長い間ありがとうございました。

次に、次第5番、その他になります。事務局より説明をお願いします。

○事務局 事務局より、会議資料の取扱についてご案内いたします。

本会議における資料は、個人情報を含むものがございます。つきましては個人情報保護の観点から会議資料は持ち帰らずに、机の上に置いていただくようお願いします。

事務局からのご案内は以上になります。

○会長 その他、皆様から何かございますでしょうか。

○副会長 気づいたのですけれども。各団体で会費と入会金というのがあるのですよね。それについては規定がないのですよね。ですから逆に、タクシー料金の半額ぐらいを送迎で取っているのだけれども、実は入会金とか年会費が高いとなる場合、タクシー料金と同じようになってしまうのですよね。

○委員 ちょっと今、僕が見た限り、このポプラさんは。

○副会長 この2社ではない。ほかの。

○委員 入会金を取って利用会員としている。

○副会長 だから、変な意味、タクシー会社を脅かすようなことをやろうと思えばできてしまうわけなのですよね。

○委員 タクシーの対価に近づき過ぎだから、タクシーの基準を満たさないというか。

○副会長 そうですよ。

○委員 白タクという言い方は悪いけど、類似行為に近づいているよということ。

○副会長 やってしまうことができることになりますよね。

○委員 別で取ればね。

○委員 でも、そこまで高い金額は見たことないのですけれども。

○副会長 だから、見たことない。私もないのですけれども。今後そういうことが言い出すところがある。

○委員 定款に会費をうたっておきながら、実質それが運送費に回されてしまっているという理解ですか。

○会長 そうですね。

○副会長 だから、運送費というか、その団体の運営費に充てられてしまうわけですよ。入会金と年会費が。

○委員 そうですね。団体さん、ここで言う対価というのが運送にかかるコスト、収入になってくるので、その会費が団体全体の運営の回してますよという理解なのですね。なので、その対価設定している部分は、あくまでも福祉有償運送にかかるもの。福祉有償運送業務をしないと発生しない収入という理解ですね。会費というのは入会ただけで発生する費用なので、そこはそういうすみ分けということで理解してます。

○委員 ほかにあるではないですか、要するにサービスをする側もされる側も含めてみんなで会員みたいな、相互で助け合うことからスタートしている別のものであるわけですが。そうすると、サービスする側も会費払っていてサービスしますし、サービスされる側もちろん会費払うということで、会を運営しようというようなものですね。

○委員 そうですね。

○委員 それだって、その境目の見分けというのは悪意があるかないかというのを含めて、こういうのをやるかやらないかという範囲だと思うのですよ。その懸念があるというのもそれもよく分かるし、そのとおりだと僕も思いますし。一方、そうではない部分もあるので。だから、僕が事業報告で色々言っているのは、上がった収益の科目のすみ分けなのです。だから運送事業で上がってきたものなのか、別の形でというところで補助という形で受けているところもあるし。だから事業報告、実績報告を見るわけなのですけれども。そこを適正に運送対価として収入を計上しているのであれば、これは適正に行われているというふうに僕は判断して、そういう見立てをしています。そのこのところで見分けはつくかなと思うのです。

○副会長 お金に色がついていないから、本当にね。私の懸念なのですけれどもね。

○会長 会費とか年会費についても、この協議会でしっかり見ていく必要があると。

○副会長 今まで見ていなかったの。

○委員 ほかの運営協議会さんですと、事務局さんの方で定期的に調査を行っていて、ここには提出されてこない帳簿関係、勘定の関係ですとかを事前に調査した上で報告いただいているという報告もございますので。もし、そこら辺を、場合によっては情報提供をしていただければと。

○会長 分かりました。ありがとうございます。進め方については、本日、様々な課題が出てきたと思いますので、それを踏まえて進めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(6) 今後のスケジュールについて

○会長 ほかに特にないようであれば、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局から、今後のスケジュールについてお知らせをお願いします。

○事務局 事務局より、スケジュールについてお知らせいたします。

次回の開催日程につきましては、再度調整させていただきまして、決定し次第、皆様にご連絡させていただきます。以上です。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、これもちまして、第十期第3回の福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。本日は、御審議を長い間どうもありがとうございました。